

生産緑地買取申出必要書類一覧表

申請書類 正1部

書 類	案 件			備 考
	申出基準日 以降	死 亡	故 障	
生産緑地買取申出書	○	○	○	・土地所有者が申請者です。
生産緑地買取申出書(付表)	○	○	○	・土地所有者が複数人いる際に使用します。
位置図	○	○	○	・申出する位置のわかる地図。 ・買取り申出をする農地等区域を赤線で表示。
買取り申出地の全部事項証明書	○	○	○	・取得後3カ月以内のもの。インターネット不可。 ・取得先:法務局(横浜地方法務局 厚木支局)
買取り申出地の公図の写し	○	○	○	・取得後3カ月以内のもの。インターネット不可。 ・取得先:法務局(横浜地方法務局 厚木支局)
生産緑地に係る農業の 主たる従事者についての証明書	-	○	○	・農業委員会に申請し、証明書の交付を受けてください。
医師の診断書など	-	-	○	・買取り申出の事由が「農林漁業に従事することが不可能な故障」である際に必要です。 ・生産緑地法施行規則第5条に掲げる障害又は事由に該当するため農業に従事することができない旨が明記されたものをお持ちください。
買取申出者が現在の所有者であることが確認できる書類 (相続登記が済んでいない場合)	-	△	△	・遺産分割協議書 ・所有者が決まらない段階で申出する場合は、死亡した土地所有者との関係がわかる書類を提出。 (法定相続人全員で申出)
権利を消滅させる旨の書面	△	△	△	・当該生産緑地に所有権以外の権利が存在する場合に必要です。
委任状	△	△	△	・代理人が提出する場合に必要となり、委任者の押印が必要です。
その他	△	△	△	・上記以外の書類を必要とする場合があります。 【例】 ・添付書類に記載された住所が異なる場合等は、その関係を裏付ける書類 など

※ ○…提出が必要です。 △…該当する場合のみ必要です。

※ 遺産分割協議書や戸籍などについては写しでの提出もできますが、必ず原本を確認させていただきますので、書類提出時には原本もお持ちください。

※ 申出書類受付後、現地確認をさせていただきますので、御協力をお願いします。

※ 土地所有者の死亡を事由とする買取り申出を行う案件で、相続税の納税猶予により設定された抵当権が存在する場合には、権利を消滅させる旨の書面が不要となることがありますので、個別に御相談ください。